

# 福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則

〔平成 6 年 8 月 12 日〕  
組合規則第 11 号

改正 平成 7 年 12 月 27 日組合規則第 9 号 平成 9 年 10 月 24 日組合規則第 8 号  
平成 10 年 1 月 26 日組合規則第 1 号 平成 20 年 4 月 1 日組合規則第 1 号

## (目的)

第 1 条 この規則は、一般職の臨時職員の任用手続き、勤務時間、賃金その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

## (臨時職員の定義)

第 2 条 この規則において臨時職員とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 22 条第 5 項の規定により臨時的に任用する職員をいう。

## (任用の基準)

第 3 条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、任用できるものとする。

- (1) 災害その他緊急を要する臨時の業務が発生した場合
- (2) 臨時的任用を行なう日から 1 年以内に廃止又は終了することが予想される臨時の職に関する業務が生じた場合
- (3) 福岡県田川地区消防組合職員定数条例(昭和 45 年条例第 3 号)に規定する職員(以下「正規職員」という。)を任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない場合。
- (4) 正規職員の長期の療養等により、業務の執行に支障がある場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、特に任命権者が必要と認める場合

## (任用手続き)

第 4 条 総務課長は、新に臨時職員を任用又は任用期間の変更をする必要があると認めるときは、任用する場合にあつては臨時職員任用申請書(様式第 1)を、任用期間の更新をする場合にあつては臨時職員任用期間更新申請書(様式第 2)を、任用又は任用期間を更新しようとする日の 20 日前までに任命権者に提出しなければならない。

2 任命権者は、任用を決定した場合は、任用辞令(様式第 3)を、任用期間の更新を決定した場合は、任用期間更新辞令(様式第 4)を本人に交付するものとする。

## (任用期間)

第 5 条 臨時職員の任用期間は、6 月を超えない範囲とし、任用期間の満了の際、特に必要があると認めるときは、その任用期間を 1 回に限り更新することができる。ただし、更新前の任用期間を含めて任用期間の合計が 12 月を超えることはできない。

## (退職及び免職)

第 6 条 臨時職員が、任用期間満了前に退職しようとするときは、退職届けを 20 日前までに総務課長を通じて任命権者に提出しなければならない。

2 臨時職員が、次の各号の一に該当する場合には、その意に反して免職することができる。

- (1) 法第 28 条第 1 項及び第 4 項の規定に該当する場合
- (2) 法第 29 条第 1 項規定に該当する場合
- (3) 任用期間中に予定の業務が完了又は継続不能となつた場合

3 前項の理由により免職する必要があるときは、総務課長は、あらかじめ、その者の氏名、免職期日及び理由を付した書面をもつて、任命権者に申し出なければならない。

4 前項の申し出を承認した場合、任命権者は、その免職理由等を付した書面をもつて、総務課長を通じて当該臨時職員に通知しなければならない。この場合において労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 20 条に規定する解雇予告手当を支給すべきものであるときは、これを支給しなければならない。

（ 服 務 ）

第 7 条 臨時職員の服務は、正規職員の例による。

（ 勤 務 時 間 等 ）

第 8 条 臨時職員の勤務時間その他の勤務条件については、正規職員の例による。ただし、病気休暇、年次有給休暇及び特別休暇の規定は、適用しない。

（ 休 暇 ）

第 9 条 臨時職員には 2 月について 1 日の割合で年次有給休暇を付与するものとし、その後、引き続き任用を更新した場合は、10 日の年次有給休暇を付与する。

2 前項に規定する年次有給休暇の単位は、1 日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間を単位とすることができる。

3 第 1 項の規定により、任用更新前に付与された年次有給休暇に残日数（1 日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）があるときは、更新後の年次有給休暇の日数にこれを加算することができるものとする。

4 特別休暇については、別表に掲げるとおりとする。

（ 公 務 災 害 補 償 等 ）

第 10 条 臨時職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、福岡県田川地区消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 46 年条例第 1 号）の規定を準用する。

（ 賃 金 等 ）

第 11 条 臨時職員には、次の各号に掲げる賃金を支給する。

- (1) 基本賃金
- (2) 時間外勤務割増賃金
- (3) 休日勤務割増賃金
- (4) 通勤費

2 基本賃金は日額とする。

3 第 1 項に規定する基本賃金の額及び通勤費の額は、別に定める。

4 時間外割増賃金及び休日勤務割増賃金は、次条に規定する勤務 1 時間当りの賃金の額を基礎として、正規の職員の例により支給する。

5 臨時職員が、欠勤した場合は、その勤務しない 1 時間（勤務しない時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは、

切り捨てる。)につき次条に規定する1時間当りの賃金額を減額した賃金を支給する。

(勤務1時間当りの賃金)

第12条 勤務1時間当りの賃金は、基本賃金の日額を1日の勤務時間で除して得た額とする。

(賃金等の計算期間及び支給日)

第13条 賃金等は、前月の16日から当月の15日までの分を21日に支給する。ただし、通勤費については、正規職員の例によるものとする。

(出張旅費)

第14条 臨時職員には、管外出張させることはできない。ただし、事務又は用務の都合上やむを得ない場合は、あらかじめ、任命権者の命令を得て管外出張させることができる。この場合その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、福岡県田川地区消防組合職員の旅費に関する支給条例(昭和56年条例第3号)の規定を準用する。

(社会保険等の適用)

第15条 臨時職員には、次に掲げる法律に規定する社会保険等を適用する。

(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

(2) 健康保険法(大正11年法律第10号)

(3) 厚生年金法(昭和29年法律第70号)

(委任)

第16条 この規則の施行について必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定については、平成6年10月1日から施行する。

(福岡県田川地区消防組合嘱託職員に関する規則の廃止)

2 福岡県田川地区消防組合嘱託職員に関する規則(昭和61年規則第4号)は、廃止する。

(福岡県田川地区消防組合嘱託職員に関する規程の廃止)

3 福岡県田川地区消防組合嘱託職員に関する規程(昭和61年5月田川地区消防本部訓令第6号)は、廃止する。

附 則(平成7年組合規則第9号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成10年組合規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成20年組合規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。



別表（第9条第3項関係）

臨時職員の特別休暇

	事由	期間
有給休暇	1 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認める期間
	2 選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認める期間
	3 忌引	別表附表に定める期間の範囲内において必要と認める連続する期間
無給休暇	1 女子の臨時職員の生後満1年に達しない乳児の保育	1日2回、各30分以内
	2 女子の臨時職員の分娩	医師又は助産婦の証明に基づき分娩予定日以前6週間目（多胎妊婦の場合にあつては、10週間目）から分娩の日後8週間を経過するまでの期間
	3 女子の臨時職員の生理	2日の範囲内で請求した期間

別表附表

忌引期間表

死亡した者		期間
血族	配偶者	7日
	父母	5日
	子	3日
	祖父母	2日
	孫	1日
	兄弟姉妹	2日
	伯叔父母	1日
姻族	配偶者の父母、父母の配偶者	2日
	配偶者の子、子の配偶者	1日
	配偶者の祖父母、祖父母の配偶者	
	配偶者の兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者	
	伯叔父母の配偶者	

様式第1（第4条第1項関係）

臨時職員任用申請書

		係	主任	係長	課長補佐	課長	次長	消防長
任用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日							
任用理由								
人員	男	人		職務内容				
	女	人						
資格要件	資格、免許又は特技							
予算	予算科目	予算残額		所要額		摘要		
	款項目 一般会計 特別会計							
任用決定欄	任用者氏名	年齢	生年月日			賃金日額		
			年 月 日					
			年 月 日					
			年 月 日					
備考								



様式第3（第4条第2項関係）

任 用 辞 令

氏 名	
	<p>福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則に基づき臨時的に任用する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">田川地区消防本部 消防長 _____ 印</p>
任用期間	<p>自 平成 年 月 日</p> <p>至 平成 年 月 日</p>
職務内容	
賃 金	日額 _____ 円を給する
配 置 先	
勤務時間その他の勤務条件	福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則による
<p>付記事項</p> <p>1 福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則第5条の規定により、任用期間を更新しない限り任用期間の満了の日をもって退職とする。</p> <p>2 任用期間の満了前に自己の都合により退職しようとするときは、20日前までに退職届けを提出しなければならない。</p>	

様式第4（第4条第2項関係）

任 用 更 新 辞 令

氏 名	
<p>福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則に基づき臨時的任用期間を更新する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">田川地区消防本部 消防長 _____ 印</p>	
更新期間	<p>自 平成 年 月 日</p> <p>至 平成 年 月 日</p>
職務内容	
賃 金	日額 _____ 円を給する
配 置 先	
勤務時間その他の勤務条件	福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則による
<p>付記事項</p> <p>1 福岡県田川地区消防組合臨時的任用職員に関する規則第5条の規定により、任用期間を更新しない限り任用期間の満了の日をもって退職とする。</p> <p>2 任用期間の満了前に自己の都合により退職しようとするときは、20日前までに退職届けを提出しなければならない。</p>	